

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(芦屋税務署長)

平成24年11月29日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年7月11日判決、本資料2
62号-147・順号11997)

判 決

| | |
|----------|--------|
| 控訴人(原告) | 甲 |
| 訴訟代理人弁護士 | 芝 康司 |
| 同 | 藤井 勲 |
| 同 | 山本 彼一郎 |
| 同 | 太田 真美 |
| 同 | 阿部 清司 |
| 同 | 出口 みどり |
| 同 | 奥田 直之 |
| 同 | 安田 正俊 |
| 同 | 井上 敏志 |
| 同 | 今井 佐和子 |
| 同 | 西野 航 |
| 同 | 高野 史恵 |
| 同 | 松葉 健 |
| 同 | 稲垣 真理 |
| 同 | 黒田 拓志 |
| 同 | 鹿野 耕平 |
| 同 | 中嶋 俊太郎 |
| 同 | 松本 京子 |
| 被控訴人(被告) | 国 |
| 代表者法務大臣 | 滝 実 |
| 処分行政庁 | 芦屋税務署長 |
| | 松下 敏彦 |
| 指定代理人 | 村井 美喜子 |
| 同 | 松本 淳 |
| 同 | 吉田 崇 |
| 同 | 村田 義久爾 |
| 同 | 川本 祐子 |

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 芦屋税務署長が、平成22年3月30日付けで控訴人に対してした、控訴人の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成17年課税期間」という。）、平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成18年課税期間」という。）及び平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成19年課税期間」といい、平成17年課税期間及び平成18年課税期間と併せて「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税等」という。）の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分（以下、併せて「本件各処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、無人時間貸駐車場（コインパーキング）事業を行う法人に対し、当該駐車場事業に係る用地として、自己が所有する原判決別紙1物件目録記載1の土地（以下「本件不動産」という。）の一部である同目録記載2の土地（以下「本件土地」という。）を貸し付けたところ、芦屋税務署長が、本件土地の貸付けは、消費税法施行令8条に規定する「駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合」に当たり、課税資産の譲渡等に該当するとして、本件各課税期間における消費税等の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分（本件各処分）をしたところ、控訴人は、当該土地の貸付けは、消費税法別表第1に掲げられる非課税とされる土地の貸付けに当たり、当該貸付けの対価である賃料を除いた額で基準期間の課税売上高を計算すると、控訴人は本件各課税期間において、消費税法9条1項に規定する消費税を納める義務を免除される事業者該当するとして、本件各処分の取消しを求めた事案である。原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴した。
- 2 法令の定め、前提となる事実及び被控訴人の主張する消費税額等は、原判決「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」の2ないし4（2頁23行目から6頁5行目まで）のとおりである。
- 3 争点と争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄中の「第3 争点及び争点に関する当事者の主張」（6頁6行目から14頁6行目まで）のとおりである。ただし、9頁19行目の「車室ライン」及び11頁8行目の「区画ライン」をいずれも「駐車区画ライン」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も控訴人の請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄中の「第4 当裁判所の判断」の1ないし5（14頁8行目から20頁15行目まで）のとおりである。ただし、16頁11行目の「車室ライン」を「車室ライン（駐車区画ライン）」と改める。
- 2 控訴人は、駐車場事業者に対し、同業者側で新たに駐車場設備を設置して事業を行うことを前提に本件貸付けを行ったものであるから、本件土地に本件設備が付着していることをもって、本件貸付けが資本の振替・移転にあたるとの性格が失われるものではないし、駐車区画ラインやアスファルト舗装については、業者側で原状を変更することが予定されていたから、本件各契約上の賃料がこれらの使用の対価ということとはできないと主張する。

しかし、前記認定事実によれば、本件貸付けの時点において本件設備が駐車場設備としての実質を有していたことを認めることができるのであるから、本件貸付けを更地の貸付けと同視することは相当でないし、業者側で本件設備の一部について原状変更することが可能であるとしても、本件設備の利用が予定されていなかったということはできないから、原判決の判断が不当であるということはない。

控訴人の当審におけるその余の主張によっても、原判決の判断は覆らない。

第4 結論

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 前坂 光雄

裁判官 菊池 徹

裁判官 吉川 慎一